

令和 2 年 度 丹波篠山市ふるさと創生奨学金(貸与) 第 1 次 募 集

1 趣 旨

丹波篠山市では、向学心に燃え、ふるさとに誇りを持ち、地域社会に貢献できる人材を育成するため、進学を希望するにもかかわらず経済的理由等により修学が困難な生徒に対し、丹波篠山市ふるさと創生奨学金を貸与します。

2 応募受付期間

令和2年5月1日(金)～令和2年6月5日(金)午後5時15分

3 応募条件

応募できる条件は、次のとおりです。(全てを満たしていること)

- (1) 学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校又は各種学校に在学している方。
- (2) 本人又は保護者が市内在住の方。
- (3) 経済的理由により修学が困難と認められる方。
※前年の所得等の調査を申請後に行います。予めご了承ください。
- (4) 責任を持って返済できる方。

4 奨学金の貸与額など

奨学金の貸与額及び貸与方法は、生徒1人について次のとおりとします。

| 区 分 | | 奨 学 金 |
|-----------------------------------|-----|------------|
| 高 等 学 校 特別支援学校高等部 | 国公立 | 月額 10,000円 |
| 高 等 専 門 学 校 専 修 学 校 各 種 学 校 | 私 立 | 月額 20,000円 |

※奨学金は奨学生本人名義の銀行口座へ振り込みます。

5 申請書等の提出

奨学金を希望する方は、添付の「丹波篠山市ふるさと創生奨学金貸与申請書(様式第1号)」を提出してください。(郵送可)

6 申請にあたっての注意事項

本制度は、奨学金を希望する方(生徒本人)の意思により申請をしていただくものです。

貸与が決定した方については、令和2年7月上旬に開催する「奨学金制度説明会(個別説明会)」に出席していただきます。(保護者同伴可)

なお、複数年の申請(在学期間中において貸与を希望する期間を自ら設定すること)も可能ですが、上記説明会には毎年度出席いただきます。

7 審査、通知等

世帯全員の前年所得等を調査（世帯全員の収入の総額が生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例に基づいた表の年額のおおむね1.7倍以下である世帯）した上で、「丹波篠山市ふるさと創生奨学金審議会」に諮り、結果を申請者に通知します。なお、結果通知は6月末の予定です。

経済的理由により就学が困難な方とは？

経済的要件としては、生活保護基準額の1.7倍程度の所得水準以下の世帯となります。下記に貸与可の例を示していますが、家族構成や年齢構成等により大きく変わってきますので、あくまで参考程度にしてください。正式には、所得等の調査により決定します。

(例1) 4人家族

家族構成：父(46)・母(43)
高校生(17)・中学生(14)
認定収入額：330万円(税等控除後)

(例2) 6人家族

家族構成：父(48)・母(48)
高校生(17)・高校生(16)
祖父(76)・祖母(72)
認定収入額：380万円(税等控除後)

8 保証人

奨学生に決定したのち、保証人を2人立てていただきます。1名は独立の生計を営む者、もう1名は奨学生の法定代理人となります。(添付書類として、独立の生計を営む者の印鑑証明書と所得証明書、また法定代理人の印鑑証明書が必要になります。)

9 奨学金の返済

返済義務は、奨学生本人に発生します。貸与した奨学金(無利息)は、返済計画書(貸与決定後に本人が作成)により、年賦又は半年賦で、卒業後10年以内に返済していただきます。

ただし、在学中及び大学等の上級学校に進学された期間は猶予します。

10 その他

(1) 中学3年生対象の事前予約受付

この制度は、進学を希望する中学校又は特別支援学校の中学部の第3学年に在籍する方を対象に進路を選択する段階で事前に奨学金の予約申込ができる制度です。募集は令和2年7月頃の予定です。詳細は市広報等でお知らせします。

(2) 第2次募集

第1次募集期間後に応募条件を満たすことになり、奨学金を希望する方を対象に第2次募集を行います。募集は令和2年11月頃の予定です。詳細は市広報等でお知らせします。

※詳しくは下記ホームページを参照ください

https://www.city.tambasayama.lg.jp/soshikikarasagasu/kyoikusomuka/tetuduki_bosyuu/5180.html

【申込・問合せ先】

〒669-2397 丹波篠山市北新町41
丹波篠山市教育委員会事務局 教育総務課
TEL079-552-5709 FAX079-552-8015